

群馬県空手道連盟  
理事選出細則

目 的

第1条 この細則は、群馬県空手道連盟（以下本連盟という）規約第15条の理事選出に関する事項について定める。

選出方法

第2条 本連盟の理事は、次の各号により理事候補者を選出し、評議員会の承認を受けた後、会長が委嘱する。選出された理事の属する団体は、当該理事とは別に評議員を選出することが出来る。

1. 郡市空手道連盟（3道場以上）… 1名
  - ・郡市連盟の所属道場が5道場以上の場合は、2名以内の理事を推薦できる。
  - ・郡市連盟の所属道場が10道場以上の場合は、3名以内の理事を推薦できる。
  - ・郡市連盟の所属道場が、3道場に満たない場合は、複数の郡市連盟の構成により、上記の要件を満たすことで、理事を推薦できる。
2. 職域団体… 1名
3. 学徒団体… 4名以内（大学 1名、高校 2名以内、中学 1名）
4. 群馬県スポーツ少年団空手道専門部… 1名
5. 会長は評議員会に諮って、若干名の理事を委嘱することができる。

本細則の変更

第3条 この細則は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

本細則は昭和58年 3月27日 施行  
平成 3年 3月23日 一部改正  
平成 5年 3月20日 一部改正  
平成15年 4月 6日 一部改正  
平成19年 3月10日 一部改正